【資料5】

令和4年度

化学物質管理に係る専門家検討会

報告書(案)

令和5年●月●日

厚生労働省労働基準局安全衛生部

目次

Ι 7	検討	の趣旨及び経緯等	. 2
1	検	討の趣旨	. 2
2	検	討事項	. 2
3	検	討の経緯	. 2
4	構		. 3
II ;	濃度	基準値について	. 5
第	1	濃度基準値の適用	. 5
	1	中間取りまとめで整理した事項	. 5
	2	混合物への濃度基準値の適用	. 5
	3	濃度基準値の単位	. 6
第	2	濃度基準値の検討の進め方	. 7
	1	各年度ごとの濃度基準値候補物質	. 7
	2	濃度基準値の検討の進め方	. 8
	3	特別規則が適用される物質への濃度基準値設定の考え方	. 9
	4	発がん性物質への濃度基準値設定の考え方	10
第	3	令和4年度の濃度基準値の検討結果	12
	1	物質ごとの濃度基準値の案及び測定方法	12
	2	濃度基準値を設定しなかった物質とその理由	12
	3	令和5年度以降に再度検討する物質とその理由	12
Ш .	その	他	13
1	労	働安全衛生規則に基づき作業記録等の 30 年間保存が必要ながん原性物質の範	色囲
			13
別表			
別表	1 —	2 濃度基準値設定対象物質リスト(令和5年度)	19
別表	1 —	3 濃度基準値設定対象物質リスト(令和6年度)	25
別表	2	物質ごとの濃度基準値の案及び測定方法	32
別表	3	濃度基準値を設定しなかった物質とその理由	45
別表	4	令和5年度以降に再度検討する物質とその理由	46
別紙	目次	·	<u>48</u>
			52

I 検討の趣旨及び経緯等

1 検討の趣旨

今般、国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれる。さらに、化学物質による休業4日以上の労働災害(がん等の遅発性疾病を除く。)のうち、特定化学物質障害予防規則等の特別則の規制の対象となっていない物質を起因とするものが多数を占めている。これらを踏まえ、従来、特別則による規制の対象となっていない物質への対策の強化を主眼とし、国によるばく露の上限となる基準等の制定、危険性・有害性に関する情報の伝達の仕組みの整備・拡充を前提として、事業者が、危険性・有害性の情報に基づくリスクアセスメントの結果に基づき、国の定める基準等の範囲内で、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する制度を導入することとしたところである。

この制度を円滑に運用するために、学識経験者からなる検討会を開催し、2に掲げる事項を検討する。

2 検討事項

- (1) 労働者に健康障害を生ずるおそれのある化学物質のばく露の濃度の基準 及びその測定方法
- (2) 労働者への健康障害リスクが高いと認められる化学物質の特定並びにそれら物質の作業環境中の濃度の測定及び評価の基準
- (3) 労働者に健康障害を生ずるおそれのある化学物質に係るばく露防止措置
- (4) その他

3 検討の経緯

- 〇 第1回検討会(令和4年9月1日14:00-16:00)
- ① 濃度基準の設定の考え方
- ② 濃度基準値の設定物質の優先順位の考え方及び対象物質の特定
- ③ がん原性物質の対象とする物質の基準の検討
- 4 その他
- 〇 第2回検討会(令和4年10月14日15:00-17:00)
 - ※ 全般事項の構成員と、ばく露防止対策の構成員のみ
 - ① ばく露が濃度基準値を下回ることを確認するための測定方法の考え方
 - ② 作業環境測定(個人サンプリング法)の対象物質の拡大の検討
 - ③ その他

- 〇 第3回検討会(令和4年11月4日15:00-17:00)
 - ※ 全般事項の構成員と、ばく露防止対策の構成員のみ
 - ① ばく露が濃度基準値を下回ることを確認するための測定方法の考え方
 - ② 作業環境測定(個人サンプリング法)の対象物質の拡大の検討
- 令和4年度検討会中間とりまとめ公表(令和4年11月21日)
- 〇 第4回検討会(令和4年12月15日14:00-17:00)
 - ※ 全般事項の構成員と、毒性の構成員のみ
 - ① 濃度基準値の検討の進め方
 - ② 濃度基準値の検討(対象物質別の測定・分析手法の有無の確認を含む。)
- 〇 第5回検討会(令和5年1月16日13:00-16:00)
 - ※ 全般事項の構成員と、毒性の構成員のみ
 - ① 濃度基準値の単位について
 - ② 混合物に対する濃度基準値の適用について
 - ③ 濃度基準値の検討(対象物質別の測定・分析手法の有無の確認を含む。)
 - ④ その他
- 〇 第6回検討会(令和5年1月30日14:00-17:00)
 - ① 発がん性物質に対する濃度基準値の設定について
 - ② 濃度基準値の検討(対象物質別の測定・分析手法の有無の確認を含む。)
 - ③ 令和4年度報告書案について
 - ④ その他
- 4 構成員名簿

(全般に関する事項)

大前 和幸 慶應義塾大学 名誉教授

尾崎 智 一般社団法人 日本化学工業協会 常務理事 環境安全 レスポンシブル・ケア

推進 管掌

小野 真理子 独立行政法人 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 化学物質情報

管理研究センター 化学物質情報管理部 特任研究員

城内 博 独立行政法人 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 化学物質情報

管理研究センター長

髙田 礼子 聖マリアンナ医科大学 医学部予防医学教室 主任教授

鷹屋 光俊 独立行政法人 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 化学物質情報

管理研究センター ばく露評価研究部長

武林 亨 慶應義塾大学 医学部 衛生学 公衆衛生学教室 教授

平林 容子 国立医薬品食品衛生研究所 安全性生物試験研究センター長

宮内 博幸 産業医科大学 作業環境計測制御学講座 教授

宮本 俊明 日本製鉄株式会社 東日本製鉄所 統括産業医

最川 隆由 一般社団法人 全国建設業協会 労働委員会 労働問題専門委員

西松建設株式会社 安全環境本部安全部長

(毒性に関する事項)

川本 俊弘 中央労働災害防止協会 労働衛生調査分析センター所長

宮川 宗之 帝京大学 医療技術学部 スポーツ医療学科 教授

(ばく露防止対策に関する事項)

津田 洋子 帝京大学大学院 公衆衛生学研究科 講師

保利 一 産業医科大学 名誉教授

山室 堅治 中央労働災害防止協会 労働衛生調査分析センター 上席専門役

(50音順)

Ⅱ 濃度基準値について

第1 濃度基準値の適用

- 1 中間取りまとめで整理した事項
 - ※ 詳細は、「中間取りまとめ」参照。

中間取りまとめにおいては、労働者のばく露が濃度基準値以下であること を確認するための測定(確認測定)等の方法について、次に掲げる事項につ いて検討結果を示した。

- (1) 基本的考え方においては、労働者のばく露の最小化と濃度基準値の法令 上の位置づけについて整理し、確認測定の対象者の選定、実施時期の考え 方を示した。また、ばく露低減措置の考え方も整理した。
- (2) 短時間濃度基準値の設定と運用については、短時間濃度基準値の概念を整理し、短時間濃度基準値が設定されていない物質についてのばく露低減の考え方を整理した。また、天井値の設定についての考え方を整理した。
- (3) 確認測定における試料採取時間等においては、8時間濃度基準値、短時間濃度基準値それぞれと比較するための試料空気の採取時間を示すとと もに、短時間作業の場合の試料空気の採取時間について考え方を示した。
- (4) リスクアセスメントにおける資料採取場所及び評価については、確認測 定とリスクアセスメントのための測定の違いを明確にし、それに応じた測 定時間や統計手法を用いた評価の方法について示した。
- (5) 最後に、上記事項については、労働安全衛生法第28条第1項の規定に 基づく技術上の指針として公表すべきであるとされた。

2 混合物への濃度基準値の適用

- ※ 文献レビュー結果は別紙1参照。
- (1) 混合物に含まれる複数の化学物質が、同一の毒性作用機序によって同一の標的臓器に作用する場合、それら物質の相互作用によって、相加効果や相乗効果によって毒性が増大するおそれがあることについては、米国、英国、ドイツ各国の職業ばく露限度策定機関で一致した見解となっている。しかし、複数の化学物質による相互作用は、個別の化学物質の組み合わせに依存するため、同一の毒性作用機序によって同一の標的臓器に作用する複数の化学物質による混合物であったとしても、その限度値の適用を単純な相加式で一律に行うことについて、十分な科学的根拠があるとまではいえず、相加式による限度の換算を推奨すべきかについては、各機関で判断が分かれている。また、各機関で採用している相加式は、閾値が明らかな確定的な健康影響を対象にしており、確率的影響である発がん性に対して適用する趣旨ではない。

(2) このため、混合物に対する濃度基準値の適用においては、混合物に含まれる複数の化学物質が、同一の毒性作用機序によって同一の標的臓器に作用することが明らかな場合には、それら物質による相互作用を考慮すべきという趣旨から、次に掲げる相加式を活用してばく露管理を行うことに努めるべきであることを濃度基準値の適用に当たっての留意事項として規定すべきである。

 $C1/L1+C2/L2+\cdots Cn/Ln \leq 1$

ここで、Cn は物質 n の空気中の濃度であり、Ln は物質 n の濃度基準値である。

3 濃度基準値の単位

- ※ 文献レビュー結果は別紙2参照。
- (1) 室温において、<u>蒸気とエアロゾル粒子が同時に存在する物質</u>については、空気中濃度の測定にあたっては、<u>濃度の過小評価を避けるため、蒸気と粒子の両者を捕集する必要</u>がある。蒸気によるばく露がばく露評価に与える影響は、<u>濃度基準値が飽和蒸気圧と比較して相対的に小さいほど大きくなる</u>ため、蒸気と粒子の両方を捕集すべき物質は、原則として、飽和蒸気圧の濃度基準値に対する比(飽和蒸気圧/濃度基準値)が 0.1 から 10 までの物質とすべきである。当該比率が 0.1 より小さい場合は、粒子によるばく露が支配的となり、10 より大きい場合は、蒸気によるばく露が支配的になると考えられるからである。ただし、作業実態において、粒子や蒸気によるばく露が想定される物質については、当該比が 0.1 から 10 までに該当しなくても、蒸気と粒子の両方を捕集すべき物質として取り扱うべきである。
- (2) <u>当該物質の濃度基準値の単位</u>については、<u>複数の単位の基準値があることによる測定及び分析における混乱を避ける</u>ため、管理濃度と同様に、<u>ppm か mg/m³ のいずれかの単位を採用すべき</u>である。ただし、<u>技術上の指針で定める予定の個別物質ごとの標準的な測定方法</u>において、<u>当該物質については、蒸気と粒子の両方を捕集すべきであることを明記</u>するとともに、標準的な捕集方法として、蒸気を捕集する方法と粒子を捕集する方法を併記するとともに、蒸気と粒子の両者を捕集する方法(相補補集法)を規定すべきである。
- (3) さらに、当該技術上の指針において、ppm から mg/m³への換算式(室温は 25°Cをとする。)を示し、事業場の作業環境に応じ、当該物質の測定及び管理のために必要がある場合は、<u>濃度基準値の単位を変換できるように配慮す</u>べきである。

第2 濃度基準値の検討の進め方

- 1 各年度ごとの濃度基準値候補物質
 - ※ 各年度の濃度基準値設定対象物質リストは、別表1-1~1-3参照。

「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書(令和3年7月19日公表)」において、濃度基準値(注:当該報告書ではばく露限界値(仮称))の設定方法と各年度ごとの設定物質数が示されている。この考え方をもとに、労働安全衛生法に基づきリスクアセスメント実施が義務付けられている物質(以下「リスクアセスメント対象物」という。)のうち、欧米の基準策定機関の職業性ばく露限界値(OEL)がある物質から、各年度ごとに濃度基準値設定の候補物質を選定することとした。ただし、3で示すとおり、特別規則が適用される物質は対象としない。

ア 令和4年度(別表1-1)

リスク評価対象物質(特定化学物質障害予防規則などへの物質追加を念頭に、国が行ってきた化学物質のリスク評価の対象物質をいう。以下同じ。) 118 物質を対象とする。

- 測定・分析方法があるもの・・・約 100 物質
- 測定・分析方法がないもの・・・約20物質

イ 令和5年度(別表1-2)

リスク評価対象物質以外の物質であって、吸入に関する ACGIH TLV-TWA(米 国政府労働衛生専門家会議が勧告している 8 時間時間加重平均ばく露限度) があり、かつ、測定・分析方法があるもの約 160 物質を対象とする。

- DFG MAK (ドイツ研究振興協会が勧告する最大職業濃度値)や日本産業 衛生学会の許容濃度が定められており、ACGIH TLV-TWA と値が一致するも の・・・約 60 物質、
- DFG MAK 等のばく露限度が定められているが、ACGIH TLV-TWA と値は一 致しないもの・・・約110物質

ウ 令和6年度(別表1-3)

リスク評価対象物質以外の物質であって、吸入に関する職業ばく露限度があり、かつ、測定・分析方法があるもの約 180 物質を対象とする。

- ACGIH TLV-TWA のみ定められているもの・・・約 110 物質
- ACGIH TLV-TWA はないが、ACGIH TLV-STEL (短時間ばく露濃度に関する

ばく露限度値) 又は TLV-C (天井値 (いかなるときも超えてはならないばく露限度値)) があるもの・・・約20物質

○ ACGIH (TLV-TWA, STEL, C) はないが、DFG MAK 等があるもの・・・約 55 物質

工 令和7年度以降

リスク評価対象物質以外の物質であって、吸入に関する職業性ばく露限界値があり、かつ、測定・分析方法がない約390物質を対象とする。

- ACGIH TLV-TWA があるもの・・・約 255 物質
- ACGIH TLV-TWA はないが、ACGIH STEL 又は C があるもの・・・約 25 物質
- ACGIH (TLV-TWA, STEL, C) はないが、DFG MAK 等があるもの・・・約 110 物質

2 濃度基準値の検討の進め方

- (1) 1で選定した濃度基準値対象物質について、(独) 労働者健康安全機構労働者安全衛生総合研究所(安衛研)における専門家会議で文献調査等を行い、濃度基準値の提案値を含めた報告書を作成することとした。提案値は、有害性に関する一次文献(入手できない場合には、二次文献)に基づき、初期調査と詳細調査の2段階で検討する。初期調査の情報では提案値を決定できない場合には、詳細調査を行い、その情報に基づき決定することとした。
- (2) この濃度基準値の提案値及びその根拠論文等について、本検討会で妥当性を検討し濃度基準値を決定することとした。濃度基準値の検討に当たっては、①測定方法が定められていること、②有効な呼吸用保護具があることを考慮することとし、測定方法又は有効な呼吸用保護具がない場合は、これらが確立するまでの間、濃度基準値は設定しないこととした。

【参考】

(1) 初期調査

- ① 根拠論文の信頼性が高く、その根拠論文による数値が諸機関の職業性ばく露限界値(OEL)と矛盾しない場合などは、原則、無毒性量(NOAEL)に不確実係数(UF)又は不確実係数積(UFs)を考慮の上、濃度基準値を決定する。
- ② 次のような場合には、詳細調査に移行する。
 - ・ 複数の根拠論文の結論に矛盾があるなど、根拠論文の信頼性の比較等の評価が必要な場合
 - ・ 諸機関の OEL に大きなばらつきがあり、根拠論文の信頼性の比較等の評価が必

要な場合

(2) 詳細調査

根拠論文の疫学調査手法、動物実験の試験条件等から、信頼性を比較・評価し、信頼できる根拠論文に基づき、無毒性量(NOAEL)に不確実係数(UF)又は不確実係数積(UFs)を考慮の上、濃度基準値を決定する。

- 3 特別規則が適用される物質への濃度基準値設定の考え方
 - (1) 特別則で作業環境測定の対象となっており、管理濃度が設定されている 物質(第1種有機溶剤等)
 - ア 特別則の適用を受ける場合 (=含有量が裾切り値超の場合)

管理濃度による作業環境測定に基づく作業環境の改善と、新たな濃度 基準値の遵守の二重規制となるため、<u>新たな濃度基準値の設定は適当で</u> ない。

イ 特別則の適用を受けない場合 (=含有量が裾切り値以下の場合)

有機則、特化則の裾切り値の設定理由については、旧・有機則の制定は昭和35年、旧・特化則の制定は昭和46年であり、化学物質の濃度情報を入手することが困難であったとされている。現在はSDS制度があり、当時と比べ格段に濃度情報を入手しやすくなっていることを踏まえると、裾切り値について、有機則、特化則の制定当時の考え方を維持する必要は必ずしもなく、他の物質と同様、GHSに基づく裾切り値と整合させることを検討すべきである。

ただし、見直しにあたっては、今後、特別則を一般則に整理統合することを含めた、特別則の全体の在り方を検討する際に対応するのが適当である。見直しまでの間、濃度によって作業環境測定による環境改善と、濃度基準値の遵守という異なった管理手法を使い分けることは困難であり、現場の混乱をもたらすおそれがあるため、適当でない。

(2) 特別則で作業環境測定の対象となっているが、管理濃度が設定されてい ない物質(インジウム化合物等)

インジウム化合物等について測定義務があるにもかかわらず管理濃度を設定していないのは、管理濃度検討会での検討結果等により、管理濃度の設定が困難とされたためである。たとえばインジウム化合物の場合、作業環境管理対策のみでは環境中濃度の低減が困難であり、保護具使用を前提とした規制としているため管理濃度を設定していない。

このため、これらの物質について<u>新たな濃度基準値を設定することは、</u> 現行規制との混乱を生じるおそれがあり、適当でない。

(3) 特別則で作業環境測定の対象となっていない物質(第3種有機溶剤等)

第3種有機溶剤、特定化学物質第3類物質、四アルキル鉛は、過去の災害発生状況や専門家の検討結果等を踏まえ、大量漏洩等による高濃度ばく露防止対策(急性中毒等の防止対策)のみ義務付けており、定期的な作業環境測定を義務付けていない。

今回の改正は、特別則の適用のない化学物質を主眼とするものであり、 第3種有機溶剤等について、<u>新たな濃度基準を設定すると、特別則の対象</u> 物質に対する規制強化となり、過去の判断と矛盾するとのみならず、今回 の改正の趣旨に照らして適当でない。

また、<u>特化物のうち溶接ヒューム</u>は、保護具選択のための個人ばく露測 定が義務付けられており、基準値も告示で定められているため、<u>新たな濃</u> 度基準値の設定は不要である。

- 4 発がん性物質への濃度基準値設定の考え方
 - ※ 文献レビュー結果は別紙3参照。
 - (1) <u>米国、英国、ドイツの職業ばく露限度策定機関では</u>、ヒトへの発がん性 の確からしさの分類に応じ、<u>ヒトへの発がん性が明確な場合</u>は、<u>安全な閾値が設定できないという理由から、限度の設定を行っていない</u>ことがわ かる。そのような物質については、事業者に対し、<u>ばく露を最小化</u>することを強く求めている。
 - (2) 一方、<u>各基準策定機関では</u>、<u>ヒトへの発がん性が明確でない物質</u>に対しては、<u>非がんの疾病を対象</u>に、<u>安全な閾値として、限度を定めて</u>いる。閾値を設定する理由としては、ヒトや動物への<u>遺伝毒性がない、又は、あったとしても非常に少ない</u>、かつ、<u>発がんリスクへの寄与が小さい</u>ことをあげている。
 - (3) このため、<u>濃度基準値の設定</u>においては、主としてヒトにおける証拠により、ヒトに対する発がん性が知られている物質(国が行う GHS 分類で発がん性区分 1Aに分類される物質)については、発がんが確率的影響であることから、長期的な健康影響が発生しない安全な閾値である濃度基準値を設定することは困難である。この場合、濃度基準値を設定しないことで、安全な物質であるという誤解が発生しないよう、検討結果において安全な閾値が設定できない物質であることを明示するべきである。さらに、例えば、<u>濃度基準値に関する技術上の指針</u>にこれら物質の一覧を掲載する等により、事業者に対し、これら物質については、最大限の努力により<u>ばく露</u>を最小限とする必要があることの周知を図る必要がある。
 - (4) <u>発がん性区分 1B に分類される物質</u>については、発がん性の証拠の強さ の観点からヒトに対して恐らく発がん性があるとされる物質であり、ヒト

- への発がん性が明確であるとまではいえない。この場合、<u>ヒトに対する生</u> 殖細胞変異原性(遺伝毒性)が明らかでない、又は、十分に小さい、かつ、 発がんリスクへの寄与がない、又は、小さいことが評価できる物質であって、非がん疾病について、無毒性量(NOAEL)等が明らかなものについては、 濃度基準値を定めるべきである。 濃度基準値を設定すべきか否かの判断は、 個別の物質ごとに、発がんが見つかったばく露濃度のレベルや、遺伝毒性等に関する根拠文献の評価により判断されるべきである。
- (5) <u>発がん性区分2</u>に分類される物質は、ヒトに対する発がんについて分類できない物質であり、このうち、非がん疾病について、無毒性量(NOAEL)等が明らかなものについては、<u>濃度基準値を定めるべき</u>である。ただし、生殖細胞変異原性(遺伝毒性)で区分1に区分されている物質については、遺伝毒性に関する根拠文献の評価により、<u>濃度基準値の設定を個別に判断</u>するべきである。

第3 令和4年度の濃度基準値の検討結果

- 1 物質ごとの濃度基準値の案及び測定方法 物質ごとの濃度基準値の案及び測定方法、留意事項は別表2のとおり。各物 質の文献調査結果は別紙4のとおり。
- 2 濃度基準値を設定しなかった物質とその理由 濃度基準値を設定しなかった物質とその理由は別表3のとおり。各物質の 文献調査結果は別紙4のとおり。
- 3 令和5年度以降に再度検討する物質とその理由 令和5年度以降に再度検討する物質とその理由は別表4のとおり。各物質 の文献調査結果は別紙4のとおり。

Ⅲ その他

- 1 労働安全衛生規則に基づき作業記録等の30年間保存が必要ながん原性物質 の範囲
 - (1) 令和4年5月に公布された労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第91号)により、事業者は、厚生労働大臣が定める「がん原性物質」について、これら物質を製造し、または取り扱う業務に従事する労働者の作業記録等を30年間保存することが義務付けられた。このがん原性物質の範囲については、リスクアセスメント対象物のうち、国が行うGHS分類の結果、発がん性の区分が区分1(区分1A又は区分1Bを含む)に該当すると分類されたものとすることが適当である。

ただし、以下のものについては、対象から除外すべきである。

① エタノール

エタノールは、IARC(国際がん研究機関)で「アルコール飲料としてヒトに発がん性がある」としてグループ1に分類されており、これを踏まえ国による GHS 分類で発がん性区分1A とされているが、これはアルコール飲料として経口摂取した場合の健康有害性に基づくものであることを踏まえ、業務として大量のエタノールを経口摂取することは通常想定されないこと、疫学調査の文献からは業務起因性が不明であることから、対象から除外すべきである。

② 特別管理物質

特定化学物質障害予防規則第 38 条の3に規定する特別管理物質は、 特化則において作業記録簿等の記録の 30 年間保存の義務がすでに規定 されており、二重規制を避けるため、対象から除外すべきである。

- ③ 対象物質を臨時に取り扱う場合
 - 対象物質を臨時的に取り扱う場合であって、継続的なばく露が見込まれない場合は、当該物質による発がんのリスクは極めて低いと考えられることから、対象から除外すべきである。
- (2) 国による GHS 分類結果が公表された後、作業記録等の 30 年間保存の 対象とするまでには一定の期間を置くべきである。
- (3) 現在、労働安全衛生法第28条第3項に基づく指針(がん原性指針)の対象物質については、当該指針に基づき作業記録等の30年保存を行政 指導として勧奨しているが、がん原性指針は対象物質についてばく露低 減措置等の健康障害防止のための適切な取扱い等を事業者に求める指

針であり、その趣旨から対象物質には国が行う GHS 分類で発がん性区分 1以外の物質も含まれる。がん原性指針対象物質のうち、国が行う GHS 分類で発がん性区分 1 に該当しない物質については、作業記録等の 30 年間保存の義務対象とはせず、引き続き、がん原性指針に基づく適切な取扱い等を求めるべきである。

別表1-1 濃度基準値設定対象物質リスト(令和4年度)

注:☆は特別則による規制物質であるため、当面、濃度基準値は設定しない。

No.	CAS RN	物質名称
1	50-78-2	アセチルサリチル酸
2	60-34-4	メチルヒドラジン
3	62-53-3	アニリン
4	63-25-2	N-メチルカルバミン酸 1-ナフチル(別名:カルバリル)
5	74-87-3	クロロメタン(別名:塩化メチル)
6	75-00-3	クロロエタン
7	75-05-8	アセトニトリル
8	75-07-0	アセトアルデヒド
9	75-26-3	2-ブロモプロパン
10	75-35-4	1, 1-ジクロロエチレン(別名:塩化ビニリデン)
11	75-52-5	ニトロメタン
12	75-86-5	アセトンシアノヒドリン
13	76-03-9	トリクロロ酢酸
14	76-06-2	トリクロロニトロメタン(別名:クロロピクリン)
15	76-22-2	しょう脳
16	78-30-8	りん酸トリ(オルト-トリル)
17	78-59-1	イソホロン
18	78-79-5	イソプレン
19	79-41-4	メタクリル酸
20	80-62-6	メタクリル酸メチル
21	88-72-2	2-ニトロトルエン
22	90-04-0	0-アニシジン
23	92-52-4	ビフェニル
24	92-84-2	フェノチアジン
25	94-75-7	2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸
☆ 26	95-48-7	0-クレゾール
27	95-54-5	0-フェニレンジアミン
28	96-09-3	フェニルオキシラン(別名:スチレンオキシド)
29	96-18-4	1, 2, 3-トリクロロプロパン
30	96-22-0	ジエチルケトン
31	96-33-3	アクリル酸メチル

32	97-77-8	テトラエチルチウラムジスルフィド(別名:ジスルフィラム)
33	98-00-0	フルフリルアルコール
34	98-01-1	フルフラール
35	98-51-1	パラ-ターシャリ-ブチルトルエン
36	98-82-8	クメン
37	98-83-9	アルファ-メチルスチレン
38	98-88-4	塩化ベンゾイル
39	98-95-3	ニトロベンゼン
40	100-37-8	2-(ジエチルアミノ)エタノール
41	100-40-3	4-ビニル-1-シクロヘキセン
42	100-44-7	塩化ベンジル
43	100-63-0	フェニルヒドラジン
44	100-74-3	N - エチルモルホリン
45	101-68-8	メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネート(別名:
40	101-00-0	4, 4' -MDI)
46	101-72-4	N - イソプロピル - N' - フェニル - p - フェニレンジアミン
47	101-77-9	4, 4'-メチレンジアニリン
48	105-60-2	ε-カプロラクタム
49	106-46-7	p-ジクロロベンゼン
50	106-89-8	エピクロロヒドリン
51	106-91-2	メタクリル酸 2,3-エポキシプロピル
52	106-92-3	1-アリルオキシ-2, 3-エポキシプロパン
53	106-94-5	1-ブロモプロパン(別名:臭化プロピル)
54	106-99-0	1, 3-ブタジエン
55	107-02-8	アクロレイン
56	107-05-1	塩化アリル
57	107-07-3	エチレンクロロヒドリン
58	107-21-1	エチレングリコール
59	108-05-4	酢酸ビニル
60	108-46-3	レソルシノール(別名:レゾルシン)
61	108-91-8	シクロヘキシルアミン
62	110-86-1	ピリジン
63	111-30-8	グルタルアルデヒド
64	111-40-0	N-(2-アミノエチル)-1, 2-エタンジアミン (別名:ジエチレントリアミン)

65	111-42-2	ジエタノールアミン
66	111-65-9	n-オクタン
67	116-14-3	テトラフルオロエチレン
68	117-81-7	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)
69	120-80-9	カテコール(別名:ピロカテコール)
70	121-44-8	トリエチルアミン
71	121-75-5	ジチオりん酸 0, 0-ジメチル-S-1, 2-(エトキシカルボニル)エチル (別名:マラチオン)
72	122-14-5	チオリン酸 0, 0-ジメチル-0-(3-メチル-4-ニトロフェニル) (別名:フェニトロチオン)
73	122-39-4	ジフェニルアミン
74	122-60-1	2, 3-エポキシプロピル=フェニルエーテル (別名:フェニルグリ シジルエーテル)
75	123-31-9	ヒドロキノン
76	124-04-9	アジピン酸
77	124-40-3	ジメチルアミン
78	126-98-7	メタクリロニトリル
79	126-99-8	2-クロロ-1, 3-ブタジエン(別名:クロロプレン)
80	127-19-5	N, N-ジメチルアセトアミド
81	128-37-0	2, 6-tert-ブチル-p-クレゾール(別名: ジブチルヒドロキシト ルエン(BHT))
82	137-26-8	テトラメチルチウラムジスルフィド(別名:チウラム)
83	139-13-9	ニトリロ三酢酸
84	140-88-5	アクリル酸エチル
85	141-43-5	2-アミノエタノール
86	149-57-5	2-エチルヘキサン酸
0.7	000 04 4	ジチオリン酸 0, 0-ジエチル-S-(2-エチルチオエチル) (別名:
87	298-04-4	ジスルホトン)
88	302-01-2	ヒドラジン
89	333-41-5	チオリン酸 0, 0-ジエチル-0-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル)(別名:ダイアジノン)
90	409-21-2	炭化けい素
91	542-75-6	1, 3-ジクロロプロペン
92	556-52-5	2, 3-エポキシ-1-プロパノール
93	764-41-0	1, 4-ジクロロ-2-ブテン

94	1300-73-8	キシリジン(全異性体)
95	1303-96-4	四ホウ酸ナトリウム (十水和物) (別名:ホウ砂)
96	1333-86-4	カーボンブラック
97	1634-04-4	メチル-tert-ブチルエーテル(別名:MTBE)
98	2426-08-6	ノルマル-ブチル=2, 3-エポキシプロピルエーテル
99	4170-30-3	2-ブテナール
100	5124-30-1	メチレンビス(4,1-シクロヘキシレン)=ジイソシアネート
101	7440-02-0	ニッケル
102	7440-28-0	タリウム
103	7440-74-6	金属インジウム
☆ 104	7647-01-0	塩化水素
☆105	7664-93-9	硫酸
☆ 106	7697-37-2	硝酸
107	7699-43-6	オキシ塩化ジルコニウム
108	7722-84-1	過酸化水素
109	7726-95-6	臭素
110	7803-51-2	ホスフィン
111	8052-42-4	アスファルト (ストレートアスファルト)
112	10024-97-2	一酸化二窒素(別名:亜酸化窒素)
113	10025-87-3	塩化ホスホリル
114	13463-67-7	酸化チタン(ナノ粒子以外)
115	16219-75-3	5-エチリデン-2-ノルボルネン (別名:エチリデンノルボルネ
110	10210 70 0	ン)
116	17804-35-2	N- [1-(N-n-ブチルカルバモイル)-1H-2-ベンゾイミダゾリル]
110	17001 00 2	カルバミン酸メチル(別名:ベノミル)
117	19287-45-7	ジボラン
118	25013-15-4	ビニルトルエン

別表1-2 濃度基準値設定対象物質リスト(令和5年度)

注1:本リストは濃度基準値設定の検討対象とする物質リストであり、今後変更となる場合がある。

注2: 本リストには、現時点でリスクアセスメント対象物となっていない物質も含まれるが、それらの物質については、今後、リスクアセスメント対象物に追加された場合に、濃度基準値の設定対象となる。

N.		がたりまとなる。
No.	CAS RN	物質名称
1	55-38-9	チオりん酸 0,0-ジメチル-0- (3-メチル-4-メチルチオフェニ
		ル)(別名:フェンチオン)
2	55-63-0	ニトログリセリン
3	56-35-9	トリブチルスズオキシド
4	56-36-0	トリブチルスズアセテート
5	56-38-2	パラチオン
		1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8-オクタクロロ-2, 3, 3a, 4, 7,
6	57-74-9	7a - ヘキサヒドロ - 4,7 - メタノ - 1H - インデン(別名:クロ
		ルデン)
7	58-89-9	1, 2, 3, 4, 5, 6-ヘキサクロロシクロヘキサン(別名:リンデン)
8	61_02_5	3 - アミノ - 1H - 1, 2, 4 - トリアゾール(別名:アミトロー
0	61-82-5	ル)
9	64-18-6	ぎ酸
10	64-19-7	酢酸
11	67-72-1	ヘキサクロロエタン
		1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-
12	72-20-8	1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドローエンド-1, 4-エンド-5, 8-ジ
		メタノナフタレン(別名:エンドリン)
13	72-43-5	1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス(4-メトキシフェニル)エタン(別
13		名:メトキシクロル)
14	74-89-5	メチルアミン
15	74-93-1	メチルメルカプタン(別名:メタンチオール)
16	75-04-7	エチルアミン
17	75-08-1	エタンチオール
18	75-25-2	トリブロモメタン
19	75–31–0	イソプロピルアミン
20	75-34-3	1, 1-ジクロロエタン

21	75-43-4	ジクロロフルオロメタン
22	75-45-6	クロロジフルオロメタン
23	75-50-3	トリメチルアミン
24	75-63-8	ブロモ(トリフルオロ)メタン
25	75-65-0	tert-ブタノール
26	75-71-8	ジクロロジフルオロメタン
27	76-12-0	テトラクロロジフルオロエタン(別名: CFC-112)
20	76 10 1	1, 1, 2-トリクロロ-1, 2, 2-トリフルオロエタン(別名:トリクロ
28	76–13–1	ロトリフルオロエタン・CFC-113)
29	76-14-2	ジクロロテトラフルオロエタン(別名:CFC-114)
30	76 44 0	1, 4, 5, 6, 7, 8, 8-ヘプタクロロ-3a, 4, 7, 7a-テトラヒドロ-4, 7-メ
30	76-44-8	タノ-1H-インデン(別名:ヘプタクロル)
31	76-87-9	水酸化トリフェニルスズ
32	77-58-7	ジブチルスズ=ジラウラート
33	77-73-6	ジシクロペンタジエン
34	78-04-6	マレイン酸ジブチルスズ
35	78-10-4	テトラエトキシシラン
36	78-32-0	トリ-4-トリル=ホスファート
37	78-78-4	2-メチルブタン
38	79-00-5	1, 1, 2-トリクロロエタン
39	79-09-4	プロピオン酸
40	79–10–7	アクリル酸
41	79-11-8	クロロ酢酸(別名:モノクロロ酢酸)
42	79-24-3	ニトロエタン
43	81-81-2	3-(アルファ-アセトニルベンジル)-4-ヒドロキシクマリン(別
40	01 01 2	名:ワルファリン)
44	84-66-2	フタル酸ジエチル
45	84-74-2	フタル酸ジ-n-ブチル
46	85-44-9	無水フタル酸
47	86-50-0	ジチオりん酸 0, 0-ジメチル-S-[(4-オキソ-1, 2, 3-ベンゾトリ
47	00 00 0	アジン-3(4H)-イル)メチル] (別名:アジンホスメチル)
48	87-68-3	六塩化ブタジエン
49	88-12-0	N-ビニル-2-ピロリドン
50	93-76-5	2, 4, 5-トリクロロフェノキシ酢酸
51	94-36-0	ジベンゾイルペルオキシド

52	100-01-6	p-ニトロアニリン
53	100-61-8	N-メチルアニリン
54	101-84-8	ジフェニルエーテル
55	102-71-6	トリエタノールアミン
56	104-94-9	p-アニシジン
57	106-35-4	ノルマル-ブチルエチルケトン
58	106-50-3	p-フェニレンジアミン
59	107-15-3	エチレンジアミン
60	107-18-6	アリルアルコール
61	107-19-7	2-プロピン-1-オール
62	107-31-3	ぎ酸メチル
63	107-41-5	2-メチル-2, 4-ペンタンジオール(別名: ヘキシレングリコー
2.4	407.40.0	ル)
64	107-49-3	テトラエチルピロホスフェイト(別名:TEPP)
65	107-83-5	2-メチルペンタン
66	107-98-2	プロピレングリコールモノメチルエーテル
67	108-03-2	1-ニトロプロパン
68	108-11-2	4-メチル-2-ペンタノール
69	108-20-3	イソプロピルエーテル
70	108-24-7	無水酢酸
71	108-31-6	無水マレイン酸
72	108-45-2	m-フェニレンジアミン
73	108-87-2	メチルシクロヘキサン
74	109-66-0	n-ペンタン
75	109-79-5	1-ブタンチオール
76	109-87-5	メチラール
77	109-89-7	ジエチルアミン
78	110-12-3	5-メチル-2-ヘキサノン
79	110-49-6	エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート
80	110-82-7	シクロヘキサン
81	111-44-4	ビス(2-クロロエチル)エーテル
82	111-84-2	n-ノナン
83	112-07-2	エチレングリコールモノブチルエーテルアセタート (別名:2-
03	112 01-2	ブトキシエチルアセタート・EGBEA)

84	112-34-5	ジエチレングルコールモノブチルエーテル(別名:2-(2-ブトキ
01		シエトキシ)エタノール)
85	114-26-1	N-メチルカルバミン酸 2-イソプロポキシフェニル(別名: プロ
00		ポキスル)
86	115-86-6	りん酸トリフェニル
87	118-96-7	2, 4, 6-トリニトロトルエン
88	121-69-7	N, N-ジメチルアニリン
89	123-42-2	ジアセトンアルコール
90	124-38-9	二酸化炭素
91	126-73-8	りん酸トリ-n-ブチル
92	137-05-3	2-シアノアクリル酸メチル
93	141-32-2	アクリル酸ノルマル-ブチル
94	141-79-7	酸化メシチル(別名:メシチルオキシド)
95	142-82-5	ノルマル-ヘプタン
0.6	151-67-7	2-ブロモ-2-クロロ-1, 1, 1-トリフルオロエタン(別名: ハロタ
96	151-0/-/	ン)
		1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 4, 4a, 5, 8, 8a-ヘキサヒドロ-エ
97	309-00-2	キソ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン(別名:アルドリ
		ン)
98	379-52-2	フッ化トリフェニルスズ
99	431-03-8	ジアセチル
100	540-88-5	酢酸ターシャリ - ブチル
101	541-85-5	エチル-セカンダリ-ペンチルケトン
102	552-30-7	1, 2, 4-ベンゼントリカルボン酸 1, 2-無水物
103	624-83-9	イソシアン酸メチル
104	626-38-0	酢酸 sec-ペンチル
105	639-58-7	塩化トリフェニルスズ
106	683-18-1	ジブチルスズジクロリド
107	818-08-6	ジブチルスズオキサイド
108	822-06-0	ヘキサメチレン=ジイソシアネート(別名: ヘキサン-1, 6-ジイ
108	822-00-0	ソシアネート)
109	900-95-8	酢酸トリフェニルスズ
110	1067-33-0	ジブチルスズニ酢酸
111	1118-46-3	ブチルトリクロロスズ
112	1305-62-0	水酸化カルシウム
l.		•

113	1305-78-8	生石灰(別名:酸化カルシウム)
114	1314-13-2	酸化亜鉛
115	1317-95-9	結晶質シリカ(別名:トリポリ)
116	1461-22-9	トリブチルスズクロリド
117	1461-25-2	テトラブチルスズ
118	1569-02-4	プロピレングリコールエチルエーテル(別名:1-エトキシ-2-プ
110	1009-02-4	ロパノール)
119	1912-24-9	2-クロロ-4-エチルアミノ-6-イソプロピルアミノ-1, 3, 5-トリア
119	1912-24-9	ジン (別名:アトラジン)
120	1983-10-4	トリブチルスズフルオリド
121	2104-64-5	0-エチル=0-4-ニトロフェニル=フェニルホスホノチオアート
121	2104-04-5	(別名: EPN)
122	2155-70-6	トリブチルスズ=メタクリラート
123	2179-59-1	アリル-ノルマル-プロピルジスルフィド
124	2551-62-4	六フッ化硫黄
125	4098-71-9	3-イソシアナトメチル-3, 5, 5-トリメチルシクロヘキシル=イソ
120		シアネート
126	7429-90-5	金属アルミニウム
127	7440-06-4	白金
128	7440-22-4	銀
129	7440-36-0	アンチモン
130	7440-39-3	金属バリウム
131	7440-47-3	金属クロム
132	7440-50-8	銅
133	7553-56-2	沃素
134	7637-07-2	三フッ化ほう素
135	7664-38-2	りん酸
136	7719-12-2	三塩化りん
137	7778-18-9	硫酸カルシウム
138	7782-49-2	セレン
139	7783-00-8	亜セレン酸
140	7783-07-5	セレン化水素
141	7783-08-6	セレン酸
142	7784-42-1	アルシン(別名:ヒ化水素)
		ı

7786–34–7	りん酸ジメチル=1-メトキシカルボニル-1-プロペン-2-イル(別名:メビンホス)
8008-20-6	灯油
10028-15-6	オゾン
10102-18-8	亜セレン酸ナトリウム
10102-43-9	一酸化窒素
10102-44-0	二酸化窒素
10584-98-2	ジブチルスズビス(2-エチルヘキシルチオグリコレート)
13410-01-0	セレン酸ナトリウム
13838-16-9	2-クロロ-1, 1, 2-トリフルオロエチルジフルオロメチルエーテル
	(別名:エンフルラン)
25168-24-5	ジブチルスズビス(イソオクチル=チオグリコレート)
25551-13-7	トリメチルベンゼン
34590-94-8	ジプロピレングリコールメチルエーテル
85409-17-2	トリブチルスズ=シクロペンタンカルボキシラート及びこの類縁
	化合物の混合物(トリブチルスズ=ナフテナート)
	8008-20-6 10028-15-6 10102-18-8 10102-43-9 10102-44-0 10584-98-2 13410-01-0 13838-16-9 25168-24-5 25551-13-7 34590-94-8

別表1-3 濃度基準値設定対象物質リスト(令和6年度)

注1:本リストは濃度基準値設定の検討対象とする物質リストであり、今後変更となる場合がある。

注2: 本リストには、現時点でリスクアセスメント対象物となっていない物質も含まれるが、それらの物質については、今後、リスクアセスメント対象物に追加された場合に、濃度基準値の設定対象となる。

No.	CAS RN	物質名称
1	54-11-5	3-(1-メチル-2-ピロリジニル)ピリジン(別名:ニコチン)
0		0-3-クロロ-4-メチルクマリン-7-イル 0, 0-ジエチルホスホロチ
2	56-72-4	オアート (別名:クマホス)
3	57-24-9	ストリキニーネ
4	60-35-5	アセトアミド
5	62-38-4	酢酸フェニル水銀
6	64-17-5	エタノール
7	71-23-8	ノルマル-プロピルアルコール
8	71-41-0	1-ペンタノール
9	74-96-4	臭化エチル
10	74-97-5	ブロモ (クロロ) メタン
11	74-98-6	プロパン
12	75-12-7	ホルムアミド
13	75-18-3	硫化ジメチル
14	75-38-7	弗化ビニリデン
15	75-61-6	ジブロモジフルオロメタン
16	75-69-4	トリクロロフルオロメタン(別名:CFC-11)
17	75-85-4	2-メチル-2-ブタノール
18	75-99-0	2,2-ジクロロプロピオン酸(別名:ダラポン)
19	76-01-7	ペンタクロロエタン
20	77-47-4	ヘキサクロロシクロペンタジエン
21	79-21-0	過酢酸
22	79-27-6	1, 1, 2, 2-テトラブロモエタン
23	79-44-7	ジメチルカルバモイル=クロリド
24	79-46-9	2-ニトロプロパン
25	80-05-7	ビスフェノール A

26	80-56-8	2, 6, 6-トリメチルビシクロ[3.1.1] ヘプタ-2-エン (別名: α-ピネン)
27	83-79-4	ロテノン
28	85-68-7	フタル酸ブチルベンジル(別名:BBP)
29	89-72-5	オルト-セカンダリ-ブチルフェノール
30	90-12-0	1 - メチルナフタレン
31	90-30-2	1-(N-フェニルアミノ)-ナフタレン
32	91-57-6	2-メチルナフタレン
33	95-63-6	1, 2, 4-トリメチルベンゼン
34	98-54-4	4-ターシャリ-ブチルフェノール
35	98-86-2	アセトフェノン
36	99-08-1	m-ニトロトルエン
37	99-99-0	p-ニトロトルエン
38	100-51-6	ベンジルアルコール
39	102-81-8	2-(ジ-n-ブチルアミノ)エタノ <i>ー</i> ル
40	103-11-7	アクリル酸 2-エチルヘキシル
41	104-51-8	ノルマル-ブチルベンゼン
42	105-46-4	酢酸 sec-ブチル
43	106-49-0	p-トルイジン
44	106-87-6	4-オキシラニル-1, 2-エポキシシクロヘキサン
45	106-97-8	n-ブタン
46	107-20-0	クロロアセトアルデヒド
47	107-66-4	りん酸ジ-ノルマル-ブチル
48	107-87-9	メチルプロピルケトン
49	108-44-1	m-トルイジン
50	108-65-6	プロピレングリコールメチルエーテルアセタート
51	108-67-8	1, 3, 5-トリメチルベンゼン
52	108-83-8	ジイソブチルケトン
53	108-98-5	チオフェノール
54	109-73-9	n-ブチルアミン
55	109-94-4	ぎ酸エチル
56	110-01-0	テトラヒドロチオフェン
57	110-43-0	メチル-ノルマル-ペンチルケトン (別名:2-ヘプタノン)
58	110-62-3	1-ペンタナール(別名:n-バレルアルデヒド)
59	110-83-8	シクロヘキセン

60	111-46-6	ジエチレングリコール
61	111-90-0	2-(2-エトキシエトキシ)エタノール
62	111-96-6	ジエチレングリコールジメチルエーテル
		6, 7, 8, 9, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 5, 5a, 6, 9, 9a-ヘキサヒドロ-
63	115-29-7	6, 9-メタノ-2, 4, 3-ベンゾジオキサチエピン=3-オキシド(別
		名:エンドスルファン)
64	117-84-0	フタル酸ジ - ノルマル - オクチル
65	119-64-2	1, 2, 3, 4-テトラヒドロナフタレン
66	120-82-1	1, 2, 4-トリクロロベンゼン
67	121-82-4	ヘキサヒドロ-1, 3, 5-トリニトロ-1, 3, 5-トリアジン(15 質量%
67	121-02-4	の水で湿性としたものに限る)
68	122-34-9	シマジン
69	122-99-6	2-フェノキシエタノール
70	123-38-6	プロピオンアルデヒド
71	123-39-7	N-メチルホルムアミド
72	123-77-3	アゾジカルボンアミド
73	124-68-5	2-アミノ-2-メチルプロパノール
74	127-91-3	ベータ-ピネン
75	131-11-3	フタル酸ジメチル
76	133-06-2	キャプタン
77	137-30-4	ビス(N, N-ジメチルジチオカルバミン酸)亜鉛 (別名:ジラム)
78	137-32-6	2-メチルブタノール
79	138-22-7	乳酸ノルマル-ブチル
80	140-11-4	酢酸ベンジル
81	141-66-2	りん酸ジメチル=(E)-1-(N, Nージメチルカルバモイル)-1-プ
01	141 00 2	ロペン-2-イル (別名: ジクロトホス)
82	144-62-7	しゅう酸
83	149-30-4	2-メルカプトベンゾチアゾール
84	150-76-5	パラ-メトキシフェノール
85	298-00-0	ジメチルーパラーニトロフェニルチオホスフェイト(別名:メ
00	290 00 0	チルパラチオン)
86	298-02-2	ジチオりん酸 0, 0-ジエチル-S-エチルチオメチル(別名:ホレー
00	200 02 2	F)
87	299-84-3	チオりん酸 0,0-ジメチル-0-(2,4,5-トリクロロフェニル) (別
0,	۷ 9 9-84-3	名:ロンネル)

		N-メチルアミノホスホン酸 0-(4-ターシャリ-ブチル-2-クロロフ
88	299-86-5	エニル)-0-メチル (別名:クロホメート)
		3-(3, 4-ジクロロフェニル)-1, 1-ジメチル尿素 (別名:ジウロ
89	330-54-1	
00	224 00 2	ン
90	334-88-3	ジアゾメタン
91	460-19-5	オキサロトリル(別名:ジシアン)
92	504-29-0	2-アミノピリジン
93	506-77-4	塩化シアン
94	509-14-8	テトラニトロメタン
95	526-73-8	1, 2, 3-トリメチルベンゼン
96	541-73-1	m-ジクロロベンゼン
97	542-92-7	シクロペンタジエン
98	563-04-2	トリ-3-トリル=ホスファート(別名:m-トリクレジルホスフェ
90	363-04-2	− ⊦)
99	563-12-2	ビス(ジチオりん酸)S, S'-メチレン-0, 0, 0', 0'-テトラエチル
100	583-60-8	2-メチルシクロヘキサノン
101	593-60-2	ブロモエチレン
102	594-72-9	1, 1-ジクロロ-1-ニトロエタン
103	598-56-1	N, N-ジメチルエチルアミン
104	625-45-6	メトキシ酢酸
105	763-69-9	エチル=3-エトキシプロパノアート
106	768-52-5	N-イソプロピルアニリン
107	872-50-4	N-メチル-2- ピロリドン (別名:N-メチルピロリドン)
100	0.4.4000	0-エチル-S-フェニル=エチルホスホノチオロチオナート(別
108	944-22-9	名:ホノホス)
109	999-61-1	アクリル酸 2-ヒドロキシプロピル
110	1303-00-0	ヒ化ガリウム(別名:ガリウムヒ素)
111	1310-58-3	水酸化カリウム
112	1310-65-2	水酸化リチウム
113	1310-73-2	水酸化ナトリウム
114	1314-80-3	五硫化りん
115	1317-38-0	酸化銅(II)
116	1317-39-1	酸化銅(I)
117	1330-78-5	りん酸トリトリル
118	1338-23-4	エチルメチルケトンペルオキシド

119	1344-28-1	酸化アルミニウム
120	1477-55-0	メタ - キシリレンジアミン
101	1500.00.0	N-メチルカルバミン酸 2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチル-7-ベンゾ
121	1563-66-2	[b] フラニル(別名:カルボフラン)
122	1746-01-6	2, 3, 7, 8-テトラクロロジベンゾ-1, 4-ジオキシン
123	1910-42-5	1, 1' -ジメチル-4, 4' -ビピリジニウム=ジクロリド(別名:パラ
123	1910-42-5	コートジクロリド)
		1, 3, 5-トリス (2, 3-エポキシプロピル) -1, 3, 5-トリアジン-2, 4, 6
124	2451-62-9	(1H, 3H, 5H)-トリオン(別名:トリグリシジルイソシアヌレー
		F)
125	2687-91-4	1-エチルピロリジン-2-オン
126	2699-79-8	フッ化スルフリル
127	2921-88-2	チオりん酸 0,0-ジエチル-0-(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル)
127	2921-00-2	(別名:クロルピリホス)
128	3383-96-8	テメホス
129	4016-14-2	1, 2-エポキシ-3-イソプロポキシプロパン
130	4685-14-7	1, 1' -ジメチル-4, 4' -ビピリジニウム塩(1, 1' -ジメチル-4, 4' -
100		ビピリジニウム=ジクロリドを除く)
131	5989-27-5	(4R) - パラ - メンタ - 1, 8 - ジエン(別名:d - リモネン)
132	6923-22-4	りん酸ジメチル=(E)-1-メチル-2-(N-メチルカルバモイル)
102	0020 22 1	ビニル
133	7085-85-0	2-シアノアクリル酸エチル
134	7439-98-7	モリブデン
135	7440-31-5	スズ
136	7440-33-7	タングステン
137	7440-42-8	ほう素
138	7440-58-6	ハフニウム
139	7440-61-1	ウラン
140	7440-65-5	イットリウム
141	7440-66-6	亜鉛
142	7440-67-7	ジルコニウム
143	7446-08-4	二酸化セレン
144	7723-14-0	赤りん
145	7782-79-8	アジ化水素
146	7783-49-5	フッ化亜鉛

	7700 00 0	## L
147	7789-23-3	弗化カリウム
148	7803-52-3	スチビン
149	8001-35-2	塩素化カンフェン(別名:トキサフェン)
150	8002-74-2	固形パラフィン
151	8003-34-7	ピレトラム
	8012-95-1,	
	8002-05-9,	ニュートラル潤滑油用基油
152	64741-88-4,	
152	64741-97-5,	二ユート ブル润滑油用基油
	72623-86-0,	
	72623-87-1	
153	8065-48-3	チオりん酸 0,0-ジエチルーエチルチオエチル (別名:ジメトン)
154	10035-10-6	臭化水素
155	10049-04-4	二酸化塩素
450	10005 01 7	メチル=ベンゾイミダゾール - 2 - イルカルバメート(別名:カ
156	10605-21-7	ルベンダジム)
157	13071-79-9	テルブホス
158	13121-70-5	トリシクロヘキシルすず=ヒドロキシド
159	13360-57-1	ジメチルスルファモイルクロライド
160	13494-80-9	テルル
161	14464-46-1	結晶質シリカ (クリストバライト)
162	14808-60-7	結晶質シリカ(石英)
100	15571 50 1	2-エチルヘキシル 10-エチル-4, 4-ジオクチル-7-オキソ-8-オキ
163	15571–58–1	サ-3, 5-ジチア-4-スタンナテトラデカノネート (別名:DOTE)
104	15070 60 0	2-クロロ-2', 6'-ジエチル-N-(メトキシメチル)アセトアニリ
164	15972–60–8	ド(別名:アラクロール)
105	10750 77 5	S-メチル-N-[(メチルカルバモイル)オキシ]チオアセトイミデー
165	16752-77-5	F
100	01007 04 0	4 - アミノ - 6 - ターシャリ - ブチル - 3 - メチルチオ - 1, 2,
166	21087–64–9	4 - トリアジン - 5(4H) - オン(別名:メトリブジン)
167	21725-46-2	シアナジン
100	00004 00 0	N - イソプロピルアミノホスホン酸 0 - エチル - 0 - (3 - メチル -
168	22224-92-6	4 - メチルチオフェニル)(別名:フェナミホス)
		1

169	22781-23-3	2, 2-ジメチル-1, 3-ベンゾジオキソール-4-イル-N-メチルカルバ
109	22701 23 3	マート (別名:ベンダイオカルブ)
170	25321-14-6	ジニトロトルエン(異性体混合物)
171	26628-22-8	アジ化ナトリウム
172	26952-21-6	イソオクタノール
173	35400-43-2	ジチオりん酸 0-エチル-0-(4-メチルチオフェニル)-S-n-プロピ
173		ル
174	54839-24-6	プロピレングリコールモノエチルエーテルアセテート
175	60676-86-0	非晶質シリカ(石英ガラス)
176	61790-53-2	珪藻土(結晶質シリカ含有率 0.1%未満のもの)
177	61790-53-2	珪藻土(結晶質シリカ含有率 0.1%以上のもの)
178	65996-93-2	コールタールピッチ(高温)/コールタールピッチ
179	69012-64-2	非晶質シリカ(ヒューム)、シリカヒューム(金属シリコン製
179	09012-04-2	造時の副生成物)

別表2 物質ごとの濃度基準値の案及び測定方法

※第6回検討会の検討結果を踏まえて修正予定。

				濃度基準値		捕集法/分析法						
No.	CAS-RN	物質名	時 間 加 重平均	最大(C)・短時間(S)ばく露濃度	備考	捕集分析法	捕集法	溶解法、 前処理法	分析法	測定法の 総合評価	備考	
1	50-78-2	アセチルサリチル 酸	5mg/m³	_	・呼吸器感作性に 対して設定するに ついて設定する後 が必要。 ・動物では催奇形性がある(ヒトの感 受性は低い)ことに ついても今後検討 が必要。	ろ過捕集一液 体クロマトグラ フ法	GB-100R (ガラス繊維 ろ紙)また は T60A20	10mM 水 酸化ナトリ ウム水溶 液/メタノ ール (10/90)溶 液	HPLC/U V	0	・総粉じん捕集 ・加水分解してサリチル酸を 定量する。 ・アセチルサリチル酸を直接 測定していないが、作業現場 として想定されるのはクリー ンルームでの製造であるため、アセチルサリチル酸起因 のサリチル酸または未反応 物の測定であるため、正の誤 差となることから本法を採用 することに問題はないと考えられる。	
2	60-34-4	メチルヒドラジン										
3	62-53-3	アニリン										
4	63-25-2	N-メチルカルバミン 酸 1-ナフチル(別 名:カルバリル)										
5	74-87-3	クロロメタン(別名: 塩化メチル)										
6	75-00-3	クロロエタン										
7	75-05-8	アセトニトリル	10ppm	_		固体捕集一ガ スクロマトグラ フ質量分析法	Cat.No.258A 球状活性炭 (400mg/200 mg)	15%(v/v) メタノール /ジクロロ メタン	GC/MS	0		

8	75-07-0	アセトアルデヒド	_	S 10ppm		固体(反応) 捕集一液体ク ロマトグラフ法	アルデヒド 測定用 DNPH カー トリッジサン プラー	アセトニトリル	HPLC/U V-VIS	0	・リスク評価報告書に詳細な 測定法の評価がないが、汎 用の分析法であるため、使用 可能な方法である。
9	75-26-3	2-ブロモプロパン									
10	75–35–4	1,1-ジクロロエチレン	5ppm	_	代謝により発生するエポキシドの生成はヒトはげっ歯類より低いと考えられる知見もあるが、その後 NTP(2015)のレポートが公表されていることから、今後優先的に検討が必要。	固体捕集一ガスクロマトグラフ質量分析法	球状活性炭 (258A-20)	二硫化炭 素 2 mL	GC/MS (DB- 624)	0	・高濃度では検量線に直線性がないため、検出器をFIDとして検討する必要がある・保存安定性の情報がないため、確認する必要がある。
12	75–86–5	アセトンシアノヒドリン	_	S 5 ppm		固体捕集一ガ スクロマトグラ フ質量分析法	Porapak-Q	酢酸エチ ル	GC/MS (HP- 5MS UI)	0	・保存安定性は3日後には不安定である。捕集後すぐに分析するのが望ましい。 ・CN イオンの分析法は、作業環境測定法と同等の水酸化ナトリウム溶液によるインピンジャー方式となるため、適切な方法ではない。・アセトンシアノヒドリンを測定しなければ、生体内でのシアンイオンについて過小評価の可能性あり。
13	76-03-9	トリクロロ酢酸	0.5ppm	_		固体捕集一液 体クロマトグラ フ法	シリカゲル 管 (520/200 mg)	脱着:水	HPLC/U V 移動相: 100 mmol/L 過塩素	0	・ガスクロマトグラフ法は不安 定であるため、液体クロマト グラフ法を採用した。

									酸水溶液		
14	76-06-2	トリクロロニトロメタン	_	C 0.1ppm	根拠論文が二次文献であることから、 今後ばく露濃度と 影響にかかる新たな知見の検討が必要。	固体捕集一ガ スクロマトグラ フ質量分析法	XAD-4 Cat No.226- 175 (400mg/200 mg)	酢酸エチル	GC/MS	0	·要遮光
15	76-22-2	しょう脳	2ppm	-		固体捕集一ガ スクロマトグラ フ質量分析法	活性炭捕集 管 0.1LPM	1% メタノ ール含有 二硫化炭 素	GC/MS	0	・粒子状のしよう脳を捕集するために、前段にグラスファイバーフィルターが必要である。 ・蒸気圧は常温で 0.2 mmHg,70℃で 4mmHg であるため、粒子を捕集しても一部または全て気化する。
16	78-30-8	リン酸トリ(オルトー トリル)	0.002pp m	-		(ろ過+固体) 捕集一液体ク ロマトグラフ法	ニトロセルロ ーズメンブラ ンフイルタ ー 孔径 0.8 μm	エチルエーテル	HPLC/U V	0	・ガスの捕集を考慮していないので、ばく露状況に応じた 捕集法が必要になる。IFV 根拠となる比率は 0.067 ・蒸気と粒子の両方を測定して評価する必要があることを 技術上の指針に明記する。
17	78–59–1	イソホロン	_	S 5ppm	ラットの腎臓障害に かかる知見平均値 の設定がされているOELがある直とがある直 がある直にないるではない。 イソホロンのはないを 考えら今しはないなど から今後理と検討が 必要。	固体捕集一ガ スクロマトグラ フ質量分析法	球状活性炭 (100mg/50 mg)	ジクロロメ タン	GC/MS	0	

18	78-79-5	イソプレン	Зррт	-		固体捕集一ガ スクロマトグラ フ質量分析法	ヤシ殻活性 炭管 0.1−0.2LPM	ジクロロメ タン	GC/FID	0	・脱着率・保存性ともに低いため、過小評価する可能性あり。 ・球状活性炭を用いた方法について要検討
19	79-41-4	メタクリル酸									
20	80-62-6	メタクリル酸メチル									
22	90-04-0	o-アニシジン	0.1ppm	_	厚生労働省リスク 評価事業における リスク評価書におい て in vitro サルモ ネラ菌変異原性試 験 S9(+)および in vivo マウスによるコ メットアッセイで陽 性が示されており、 遺伝毒性の可能性 について今後検討 が必要	固体捕集一液 体クロマトグラ フ法 (エアロゾル 捕集なし)	XAD-2 管 150mg/75m g 0.5-1.0LPM	メタノール	HPLC/U V-VIS	0	・NIOSH2514 の最新版が検 証済み。
23	92-52-4	ビフェニル									
25	94-75-7	2,4-ジクロロフェノキ シ酢酸	2mg/m ³	_		(ろ過+固体) 捕集一液体ク ロマトグラフ法	ガラス繊維 ルラス ボールター 大手 ボールター 大手 は カールター は かった は かった は かった は かった で かった で かった で かった	メタノール	HPLC/U V	0	・要遮光・捕集法について要検討

							る				
							0.2LPM				
28	96-09-3	フェニルオキシラン (別名:スチレンオ キシド)	1ppm	_	生殖毒性について は引き続き知見の 収集と検討が必 要。	固体捕集一ガスクロマトグラフ質量分析法	Tenax GC Tube (30/15mg)	酢酸エチル	GC/MS	0	・保存安定性が 85%程度なので、捕集後すぐに分析するのが望ましい。
29	96-18-4	1,2,3-トリクロロプロ パン									
30	96-22-0	ジエチルケトン									
31	96-33-3	アクリル酸メチル									
32	97-77-8	テトラエチルチウラ ムジスルフィド(別 名:ジスルフィラム)									
33	98-00-0	フルフリルアルコー ル	0.2ppm	-		固体捕集一ガ スクロマトグラ フ質量分析法	シリカゲル 管・ (520mg/260 mg)(20~ 40mesh)、 アルミホイ ルにより遮 光して使用	アセトン	GC/MS	0	要遮光
34	98-01-1	フルフラール									
35	98-51-1	パラ-ターシャリ-ブ チルトルエン	1ppm	_	今後引き続き情報 の収集が必要。	固体捕集ーガ スクロマトグラ フ法	球状活性炭 管 0.1LPM	二硫化炭素	GC/MS	0	
36	98-82-8	クメン	10ppm	_	厚生労働省のリス ク評価書では遺伝 毒性は「判断できな い」としており、引き 続き情報の収集が 必要。	固体捕集ーガ スクロマトグラ フ法	活性炭管 0.1LPM パッシブサ ンプラー	二硫化炭素	GC/FID	0	

37	98-83-9	アルファ-メチルス チレン	10ppm	_		固体捕集ーガ スクロマトグラ フ法	活性炭管 0.1LPM パッシブサ ンプラー	二硫化炭素	GC/FID	0	
39	98-95-3	ニトロベンゼン									
43	100-63-0	フェニルヒドラジン									
47	101-77-9	4,4' ーメチレンジア ニリン	0.4mg/ m ³	-	動物種では発がんが認められているが高用量での発症であり上トの発がんは懐疑的であることから、引き続き検討が必要。	ろ過(反応)捕 集一液体クロ マトグラフ法	硫酸含浸フィルター	0.1M 水酸 化カリウ ム/メタノ ール	HPLC/U V-VIS	0	
48	105-60-2	ε −カプロラクタム	5mg/m³	-		(ろ過+固体) 捕集-ガスク ロマトグラフ質 量分析法	グラスファイ バーフィルタ ー+スチレ ンジビニル ベンゼン捕 集管 1LPM	ジクロロメタン	GC/MS	0	捕集法について要検討
49	106-46-7	p−ジクロロベンゼン	10ppm	_		固体捕集一ガ スクロマトグラ フ質量分析法	活性炭管 (100mg/50 mg) 球状 活性炭管	二硫化炭素	GC/MS	0	保存安定性未検討のため、 すぐに分析
50	106-89-8	エピクロロヒドリン	0.5ppm	_	経口投与で発がん性があるとされており、IARC 2Aに分類されていること、及び厚生労働省の有害性評価書で陽性結果が報告されていることから、今後	固体捕集一ガ スクロマトグラ フ法	ヤシ殻活性 炭管 0.01- 0.2LPM	二硫化炭素	GC/FID	0	NIOSH NMAM 1010(検証済)

					早期に再検討が必 要。						
52	106-92-3	1-アリルオキシ-2, 3-エポキシプロパン									
53	106-94-5	1-ブロモプロパン (別名:臭化プロピ ル)	0.1ppm	_		固体捕集一ガスクロマトグラフ質量分析法	球状活性炭 0.1 L/min	二硫化炭素	GC/MS	0	
55	107-02-8	アクロレイン									
56	107-05-1	塩化アリル									
57	107-07-3	エチレンクロロヒドリン									
58	107-21-1	エチレングリコール									
59	108-05-4	酢酸ビニル	10ррт	S 15ppm	日本バイオアッセイ 研究センターの試験結果など動物で明らかな発がん性の証拠が認められ、EUでは発がん性を考慮した時間過重率ることから、今後発がんに係る検討が必要。	固体捕集一ガ スクロマトグラ フ法	Carboxen56 4 (160/80mg)	二硫化炭素	GC/FID	0	
60	108-46-3	レソルシノール(別 名:レゾルシン)	10ppm	-	発がん性試験が実施されたとの指摘があることから、早期に情報の収集と整理が必要。	(ろ過+固体) 捕集一液体ク ロマトグラフ法	ガラス濾紙 入り、ジビニ ルベンゼン メタクリレー ト共重合体 0.2 L/min	メタノール	HPLC/U V	0	捕集法について要検証

61	108-91-8	シクロヘキシルアミン	-	S 5pm		ろ過(反応)捕 集ーイオンク ロマトグラフ法	硫酸含浸フィルター 硫酸量: 0.097 g 0.5LPM	純水	イオンクロマトグラフィー/電度機出プレッサ使用)	0	
62	110-86-1	ピリジン	1ppm	_		固体捕集一ガ スクロマトグラ フ法	XAD-7 (100 mg/50 mg)	メタノール	GC/FID	0	
63	111-30-8	グルタルアルデヒド	_	C 0.03ppm		固体(反応) 捕集一液体ク ロマトグラフ法	2,4-DNPH コーティング 球状 シリカ ゲル InertSep mini AERO (300mg)	アセトニトリル	HPLC/U V	0	
65	111-42-2	ジエタノールアミン									
73	122-39-4	ジフェニルアミン									
75	123-31-9	ヒドロキノン									
77	124-40-3	ジメチルアミン	2ppm	_		固体(反応) 捕集一液体ク ロマトグラフ法	NBD- Chloride コ ーティング XAD-7 捕集 管 0.1LPM	THF・炭酸 水素ナトリ ウム飽和 水溶液	HPLC/F	0	保存安定性について検証し てから測定する
78	126-98-7	メタクリロニトリル	1ppm	_	発がん性に関する 知見があることか ら、今後情報収集 及び検討が必要。	固体捕集一ガスクロマトグラフ質量分析法	球状活性炭 捕集管 0.1LPM	10%(v/v)2 -プロパノ ール/二 硫化炭素	GC/MS	0	

80	127-19-5	N,N-ジメチルアセト アミド	5ppm	_	発がん性について 新たな知見がある ことから、今後情報 収集及び検討が必 要。	固体捕集一ガスクロマトグラフ質量分析法	ヤシ殻活性 炭管 0.1LPM	アセトン 2mL 脱 後その 1mL を採 取しエメリール 1mL を加え 合	GC/MS	0	
81	128-37-0	2,6-tert-ブチル-p- クレゾール(別名: ジブチルヒドロキシ トルエン(BHT))	10mg/m	_		(ろ過+固体) 捕集-ガスク ロマトグラフ質 量分析法	OVS-7 1LPM	メタノール	GC/MS	0	
82	137-26-8	テトラメチルチウラ ムジスルフィド(別 名:チウラム)									
84	140-88-5	アクリル酸エチル									
86	149–57–5	2-エチルヘキサン 酸	5mg/m³	-		固体捕集一液 体クロマトグラ フ法	ジビニルベ ンゼンメタク リレート共 重合体 1LPM	メタノール 脱着 ADAM (9- アンスロ エルジア ゾメタン) による色誘 導体化	HPLC/F L	0	・捕集法の検証が必要 ・発色に 4 時間を要する
88	302-01-2	ヒドラジン									
89	333-41-5	チオリン酸 O,O-ジ エチル-O-(2-イソプ ロピル-6-メチル- 4-ピリミジニル)(別 名:ダイアジノン)	0.01mg/ m ³	-	発がん性について 早期に検討が必 要。	(ろ過+固体) 捕集 - 液体ク ロマトグラフ (MS/MS)法	ガラス繊維 ろ紙+ジビ ニルベンゼ ンメタクリレ ート共重合 体 0.2LPM	アセトニトリル	LC- MS/MS	0	LC/MS/MS が必要 捕集法の検証が必要

91	542-75-6	1,3-ジクロロプロペ ン	1ppm	_	発がん性について 早期に検討が必 要。	固体捕集ーガ スクロマトグラ フ質量分析法	球状活性炭 管 0.1L	二硫化炭素	GC/MS	0	
92	556-52-5	2,3-エポキシ-1-プ ロパノール									
94	1300-73-8	キシリジン	0.5ppm	_	異のめ濃にが省いに見している。 関のの、というでは、 といるが、 とい	ろ過(反応)捕 集一ガスクロ マトグラフ質 量分析法	硫酸含浸ガ ラスファイバ ーフィルター	水酸化ナトリウム液 抽ン ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	GC/MS	0	誘導体化法なので難しい方法である
95	1303-96-4	四ホウ酸ナトリウム (十水和物)(別 名:ホウ砂)									
96	1333-86-4	カーボンブラック									
97	1634-04-4	メチル-tert-ブチル エーテル (別名 : MTBE)	50ppm	-		固体捕集ーガ スクロマトグラ フ質量分析法	球状活性炭 管 0.1LPM	二硫化炭素	GC/MS	0	

99	4170-30-3	2-ブテナール		C 0.3ppm	日セツスの2 年間で ないのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	固体(反応) 捕集一液体ク ロマトグラフ法	DNPH 捕集 管 0.2LPM	アリ10% Mm A に セル 10% Mm L 超 3 を ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	HPLC/U V	0	
101	7440-02-0	ニッケル									
102	7440-28-0	タリウム									
103	7440-74-6	金属インジウム									
108	7722-84-1	過酸化水素									
109	7726-95-6	臭素	_	0.2ppm		ろ過(反応捕 集)ーイオンク ロマトグラフ法	銀メンブレン フィルター 0.3-1 LPM	6 mM チ オ硫酸ナ トリウム溶 液, 3 mL	イオンク ロマトグ ラフー電 導度検 出法	0	NIOSH NMAM 6011(NIOSH により検証済)

110	7803–51–2	ホスフィン	0.05ppm	S 0.15ppm		固体(反応) 捕集一吸光 光度法	過マンガン 酸カリウム 含浸シリカ ゲル管	脱1.2%コ酸色ブ液ブ 6 二水 1.0酸モウ 0.0酸 1.0% 7 で 1.0g アニム 4 m L で 2 で 2 で 2 で 2 で 2 で 2 で 3 で 4 で 4 で 4 で 4 で 4 で 4 で 4 で 4 で 4	吸光光 度 モリブ ルー法)	0	短時間測定では感度が足り ない可能性あり 半導体センサーによる測定 について要確認
112	10024-97-2	一酸化二窒素(別 名:亜酸化窒素)	100ppm	-	生殖毒性について 引き続き知見の整 理と再検討が必 要。	直接捕集一 GC/ECD 法	バッグ法 小型キャニ スター法		GC/EC D	0	・キャニスターは作業環境の 測定では一般的でない ECD は現在あまり使用され ないので、質量分析で直接 注入の検証が必要である
115	16219-75-3	5-エチリデン-2-ノ ルボルネン (別名:エチリデンノ ルボルネ ン)	2ppm	S 4ppm		固体捕集一ガ スクロマトグラ フ質量分析法	球状活性炭 管 Cat.No.258- 20(100 mg/50 mg)	5%(v/v) メ タノールー 二硫化炭 素	GC/MS	0	
116	17804-35-2	N-[1-(N-n-ブチルカルバモイル)-1H-2-ベンゾイミダゾリル]カルバミン酸メチル(別名:ベノミル)	1mg/m³	_	生殖毒性が観察されたため注意を喚起することとしている OEL 機関もあることから、今後生殖毒性に係る情報の	(ろ過+固体) 捕集ー液体ク ロマトグラフ法	NOBIAS RP-SG1WA (日立ハイ テクサイエ ンス製)、ガ ラス繊維濾 紙入り、ジビ	メタノール	HPLC/U V	0	

					収集と検討が必 要。		ニルベンゼンメタクリレ				
							ート共重合 体 440mg				
117	19287-45-7	ジボラン	0.01ppm	-		溶液捕集一 ICP 発光分光 法	ポリプロピレン製マイクロインピンジャー 純水	グ後直ち	ICP-発 光	0	

別表3 濃度基準値を設定しなかった物質とその理由

※第6回検討会の検討結果を踏まえて修正予定。

No.	CAS-RN	物質名	設定しなかった理由
21	88-72-2	2-ニトロトルエン	十分な文献データがないため。
26	95-48-7	0-クレゾール	特別則による規制物質であるため。
27	95-54-5	0-フェニレンジアミン	発がん性物質であり、安全な閾値を設定できないため。
41	100-40-3	4-ビニル-1-シクロヘキセン	十分な文献データがないため。
54	106-99-0	1, 3-ブタジエン	発がん性物質であり、安全な閾値を設定できないため。
64	111-40-0	N-(2-アミノエチル)-1, 2-エタンジアミン(別名:ジエチレントリアミン)	十分な文献データがないため。
66	111-65-9	n-オクタン	十分な文献データがないため。
69	120-80-9	カテコール(別名:ピロカテコール)	十分な文献データがないため。
93	764-41-0	1, 4-ジクロロ-2-ブテン	発がん性物質であり、安全な閾値を設定できないため。
98	2426-08-6	ノルマル-ブチル=2, 3-エポキシプロピルエーテル	発がん性物質であり、安全な閾値を設定できないため。
104	7647-01-0	塩化水素	特別則による規制物質であるため。
105	7664-93-9	硫酸	特別則による規制物質であるため。
106	7697-37-2	硝酸	特別則による規制物質であるため。

別表4 令和5年度以降に再度検討する物質とその理由

※第6回検討会の検討結果を踏まえて修正予定。

No.	CAS-RN	物質名	再度検討する理由
5	74-87-3	クロロメタン(別名:塩化メチル)	安衛研における専門家会議の確認の結果、欧米等の職業性ばく露限界値の策定機関において 最新の情報があり、当該情報を収集中のため。
11	75-52-5	ニトロメタン	安衛研における専門家会議で文献収集中のため。
24	92-84-2	フェノチアジン	安衛研における専門家会議の確認の結果、欧米等の職業性ばく露限界値の策定機関において 最新の情報があり、当該情報を収集中のため。
38	98-88-4	塩化ベンゾイル	安衛研における専門家会議で文献収集中のため。
40	100-37-8	2-(ジエチルアミノ)エタノール	安衛研における専門家会議の確認の結果、欧米等の職業性ばく露限界値の策定機関において 最新の情報があり、当該情報を収集中のため。
42	100-44-7	塩化ベンジル	安衛研における専門家会議で文献収集中のため。
44	100-74-3	N - エチルモルホリン	安衛研における専門家会議で文献収集中のため。
45	101-68-8	メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネート(別名:4,4'-MDI)	安衛研における専門家会議で文献収集中のため。
46	101-72-4	N - イソプロピル - N' - フェニル - p - フェニレンジアミン	安衛研における専門家会議で文献収集中のため。
51	106-91-2	メタクリル酸 2, 3-エポキシプロピル	安衛研における専門家会議の確認の結果、欧米等の職業性ばく露限界値の策定機関において 最新の情報があり、当該情報を収集中のため。
67	116-14-3	テトラフルオロエチレン	測定方法について検証が必要なため。
68	117-81-7	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	安衛研における専門家会議の確認の結果、欧米等の職業性ばく露限界値の策定機関において 最新の情報があり、当該情報を収集中のため。
70	121-44-8	トリエチルアミン	測定方法について検証が必要なため。
71	121-75-5	ジチオりん酸 0, 0-ジメチル-S-1, 2-(エトキシカルボニル) エチル (別名:マラチオン)	安衛研における専門家会議の確認の結果、欧米等の職業性ばく露限界値の策定機関において 最新の情報があり、当該情報を収集中のため。
72	122-14-5	チオリン酸 0,0-ジメチル-0-(3-メチル-4-ニトロフェニル) (別名:フェニトロチオン)	安衛研における専門家会議の確認の結果、欧米等の職業性ばく露限界値の策定機関において 最新の情報があり、当該情報を収集中のため。

74	122-60-1	2, 3-エポキシプロピル=フェニルエーテル(別名:フェニル グリシジルエーテル)	測定方法について検証が必要なため。
76	124-04-9	アジピン酸	安衛研における専門家会議で文献収集中のため。
79	126-99-8	2-クロロ-1, 3-ブタジエン (クロロプレン)	測定方法について検証が必要なため。
83	139-13-9	ニトリロ三酢酸	安衛研における専門家会議で文献収集中のため。
85	141-43-5	2-アミノエタノール	安衛研における専門家会議で文献収集中のため。
87	298-04-4	ジチオリン酸 O,O-ジエチル-S-(2-エチルチオエチル) (別名:ジスルホトン)	安衛研における専門家会議で文献収集中のため。
90	409-21-2	炭化けい素	安衛研における専門家会議の確認の結果、欧米等の職業性ばく露限界値の策定機関において 最新の情報があり、当該情報を収集中のため。
100	5124-30-1	メチレンビス(4,1-シクロヘキシレン)=ジイソシアネート	安衛研における専門家会議で文献収集中のため。
107	7699-43-6	オキシ塩化ジルコニウム	安衛研における専門家会議で文献収集中のため。
111	8052-42-4	アスファルト(ストレートアスファルト)	安衛研における専門家会議で文献収集中のため。
113	10025-87-3	塩化ホスホリル	安衛研における専門家会議で文献収集中のため。
114	13463-67-7	酸化チタン(ナノ粒子以外)	安衛研における専門家会議の確認の結果、欧米等の職業性ばく露限界値の策定機関において 最新の情報があり、当該情報を収集中のため。
118	25013-15-4	ビニルトルエン	安衛研における専門家会議の確認の結果、欧米等の職業性ばく露限界値の策定機関において 最新の情報があり、当該情報を収集中のため。